

自転車用ヘルメットの購入費用の一部を補助します！



道路交通法の一部が改正され令和5年4月1日から自転車利用者のヘルメット着用が努力義務化されました。西郷村では、自転車乗車時のヘルメット着用を推進するため、自転車用ヘルメットの購入に対し予算の範囲内において補助を行います。

対象者

西郷村自転車通学生徒用ヘルメット補助の交付を受けている現中学生は除くものとする。

- (1) 補助金の交付申請をする日において村内に住所を有する方
- (2) 村税の滞納及び村に対する債務の不履行がない方
- (3) 暴力団でない方、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有しない方

対象のヘルメット

下記の(1)～(5)のいずれかの安全基準を満たす**新品**の自転車用ヘルメット

- (1) 一般財団法人製品安全協会による認証 (SG マーク)
- (2) 公益財団法人日本自転車競技連盟による認証 (JCF マーク)
- (3) 欧州連合の欧州委員会による認証 (CE マーク)
- (4) ドイツ製品安全法が定める認証 (GS マーク)
- (5) 米国消費者製品安全委員会による認証 (CPSC マーク)



SG マーク



JCF マーク



CE マーク



GS マーク



CPSC マーク

補助の金額

購入費用の2分の1 (100円未満切り捨て) ヘルメット使用者一人につき上限5,000円

※装飾品や部品代、送料などヘルメット代金以外の費用は補助対象外。

申請の流れと必要な添付書類

(1) ヘルメットを購入し、お店や購入先から下記の書類をもらってください。

- ①ヘルメット購入時の領収書またはレシート (購入者、購入日、商品名等の記載があるもの)
- ②購入したヘルメットの安全基準に関する認証等が確認できるもの (取扱説明書等の写し)



(2) 補助金申請書に必要事項を記入し、下記の書類と一緒に防災課地域安全係に提出してください。

- ①領収書の原本
- ②購入したヘルメットの安全基準に関する認証等が確認できるものの写し
(取扱説明書、保証書、対象ヘルメットを持参しての提示も可)
- ③申請者名義の補助金振込先の通帳の写し



(3) 申請書類の審査後、交付決定通知を発送。その後、補助金の振り込み。



申請期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

【問い合わせ】 西郷村防災課地域安全係 TEL0248-21-5190

自転車に乗るときは
必ずヘルメットを
かぶりましょう



※写真は一例です。ヘルメットはメーカーにより種類・色・型・サイズがさまざまです。お近くの販売店でぜひお手にとって見てください。

<マークの例>



JCF公認・推奨マーク
公益財団法人日本自転車競技連盟

SGマーク
一般財団法人製品安全協会

自転車用ヘルメットは、安全性を示す
マークの付いたものを使いましょう！

ルールを守って安全運転を心掛けましょう！

しゃ断踏切入り

踏切の遮断機が閉じようとしていたり、警報機が警報している間は、踏切に入ってはけません。

[道路交通法第33条]

罰則 3ヶ月以下の懲役又は
5万円以下の罰金



ブレーキ不良(備えていない)自転車運転

ブレーキは前車輪と後車輪ともに備えていなければなりません。

[道路交通法第63条の9、道路
交通法施行規則第9条の3]

罰則 5万円以下の罰金



傘差し運転

傘を差す、物を持つなどの行為で視野を妨げたり、安定を失うような方法で自転車を運転してはいけません。

[道路交通法第71条、東京都
道路交通規則第8条]

罰則 5万円以下の罰金



携帯電話使用運転

自転車を運転しながら携帯電話を手で持って通話したり、メール等をしてはいけません。

[道路交通法第71条、東京都
道路交通規則第8条]

罰則 5万円以下の罰金



イヤホン等使用運転

イヤホン等を使用して音楽を聴くなど、運転に必要な周りの音や声が聞こえない状態で自転車を運転してはいけません。

[道路交通法第71条、東京都
道路交通規則第8条]

罰則 5万円以下の罰金



並進走行

他の自転車と並んで通行することはできません。

[道路交通法第19条]

罰則 2万円以下の罰金又は
科料

